

## 第二十五章 内閣等からの報告、勧告、意見等

### 四九五 内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等に関する例

#### る例

法律等の規定に基づき、内閣、人事院、会計検査院等から、また、内閣を経由して公正取引委員会、日本銀行、地方公共団体等から各種の報告、勧告、意見等が提出されるが、その提出は会期中に限る旨の定めがあるものを除き、閉会中にも提出される。

これらの報告、勧告、意見等が提出された場合は、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等は、その印刷物を各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会上におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、令和元年十月四日に召集された第一百回国会から参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供することとなった。

参照 二六七号

## 四九六 決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置につ いては、内閣総理大臣から文書により報告するのを例と する

決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置については、内閣総理大臣から議長に対し文書により報告するのを例とする。

(注) 第四百四十一回国会閉会後平成十年一月八日の議院運営委員会理事会において、参議院制度改革検討会の答申に基づき、決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置について、内閣総理大臣名で議長宛てに報告書を提出させる旨の決定があった。これを受けて、第四百四十五回国会閉会後平成十一年十月二十六日に、平成七年度決算に関する本院の議決について内閣が講じた措置の報告が提出された。

なお、平成八年度決算及び平成九年度決算の議決には、内閣に対する警告に関し「内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。」との文言が加えられた。平成十年度以降の決算の議決においても同様である。

参照 三二五二号、三七二号

四九七 最高裁判所がその裁判において、法律が憲法に適合しないと判断し、その裁判が確定したときは、その裁判書の正本が送付される

最高裁判所がその裁判において、法律が憲法に適合しないと判断し、その裁判が確定したときは、最高裁判所裁判事務処理規則第十四条後段の規定により、最高裁判所長官から議長宛てにその裁判書の正本が送付される。その例は次のとおりである。

第七十一回国会 昭和四十八年四月十六日最高裁判所長官から、同月四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同月十五日確定した尊属殺人被告事件二件及び尊属殺未遂被告事件についての判決正本（刑法第二百条の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第七十五回国会 昭和五十年五月一日最高裁判所長官から、同年四月三十日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した行政処分取消請求事件についての判決正本（薬事法第六条第二項、第四項（これらを準用する同法第二十六条第二項）の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第七十七回国会 昭和五十一年四月十四日最高裁判所長官から、同日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した選挙無効請求事件についての判決正本（公職選挙法第十三条、別

表第一及び附則第七項乃至第九項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第二百二回国会閉会后 昭和六十年七月十七日最高裁判所長官から、同日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した選挙無効請求事件四十四件についての判決正本（公職選挙法第十三条、別表第一及び附則第七項乃至第九項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八回国会 昭和六十二年四月二十三日最高裁判所長官から、同月二十二日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した共有物分割等請求事件についての判決正本（森林法第百八十六条の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百五十四回国会閉会后 平成十四年九月十二日最高裁判所長官から、同月十一日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した損害賠償請求事件についての判決正本（郵便法第六十八条及び第七十三条の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百六十二回国会閉会后 平成十七年九月十五日最高裁判所長官から、同月十四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件についての判決正本（公職選挙法附則第八項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百六十九回国会 平成二十年六月五日最高裁判所長官から、同月四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した退去強制令書発付処分取消等請求事件及び国籍確認請求事件

についての判決正本（国籍法第三条第一項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八十四回国会閉会後 平成二十五年九月五日最高裁判所長官から、同月四日最高裁判所大法廷において決定があり、同日確定した遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件及び遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する特別抗告事件についての決定正本（民法第九百条第四号ただし書の違憲判断を含む）が議長に送付された。

同 平成二十五年九月二十日最高裁判所長官から、同月十八日最高裁判所大法廷において決定があり、同日確定した遺産分割審判に対する抗告審の決定に対する特別抗告事件についての決定正本（民法第九百条第四号ただし書の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八十九回国会閉会後 平成二十七年十二月十七日最高裁判所長官から、同月十六日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した損害賠償請求事件についての判決正本（民法第七百三十三条第一項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八回国会 令和四年五月二十六日最高裁判所長官から、同月二十五日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告、同附帯上告事件についての判決正本（最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査に係る審査権の行使を全く認めていないことの違憲判断を含む）が議長に送付された。